

景観資源の指定に係る方向性と指定候補について

1 景観資源の指定の方向性について

景観資源を指定することにより、区民の景観への関心を高めること、建築物等の建築等を予定している事業者の景観への意識を向上させることを目的とし、平成 30 年度に募集した景観百選の中より、次項「2 景観資源の指定方針について」に基づき景観資源を指定する。

また、現在景観百選に選定されていないが、景観資源の指定要件と指定対象の考え方を満たしており景観資源の指定に相応しいと思われるものについては、今後景観百選の対象件数の増加を図っていく中で景観百選に選定された後に指定の検討をする。

【景観百選の対象件数増加についての検討】

・啓発事業の検討

『としままるごとミュージアム展示』【本庁舎 6 階西側】

・10 月 1 日（木）～展示中 ※12 月末終了予定

・豊島区景観まちづくりの概要と景観百選の紹介および景観重要公共施設・景観資源等を写真パネルにて案内

・景観百選以外に良好な景観まちづくりに相応しいと思う建築物等があれば当課までご意見いただきたい旨記載

・景観百選対象の考え方の検討

同じ場所でも視点場が異なるものは「異なる景観」として扱う

・他の関連担当課との連携 例) 公園緑地課

2 景観資源の指定方針について

景観資源の指定にあたり、以下の指定方針 1～3 の観点から対象候補を検討する。

なお、今後の景観資源の指定について、数値目標（指定件数）を立てることや、ワークショップを開催するなどの区民協働で指定を検討するプロセス、新たな視点からの指定方針等を、引き続き検討していく予定である。

指定方針 1:地区特性に着眼して景観資源を指定

→景観形成特別地区やその候補地等、一般地域より更に景観への配慮が必要となる地区区域内において景観資源を指定することにより、地域の景観を特徴づける要素に一定の位置づけを与え、周辺環境への配慮に係る景観の事前協議や指導に説得力を持たせる。

指定方針2:課題解決に着眼して、景観資源を指定

→デザイン検討部会にて、通りや坂などへの景観の配慮について論じる事案が多くなってきている現状を鑑み、デザイン検討部会やアドバイザー会議における景観事前協議での有用性を重視し、重要な景観構成要素に着目して景観資源に指定する。それにより、景観資源に面する建築物等について、景観への配慮に対する事前協議や指導に説得力を持たせる。

指定方針3:無形を指定できる景観資源の特色に着眼して指定

→人々の生活や営みにかかる無形のものを指定できるという景観資源指定の特色を活かして指定をする。但し、平成 30 年度に実施した景観百選の中では、昨年度景観資源に指定済のため、指定を検討する対象は無い。今後、景観百選の件数を増やしていく中で、景観百選に無形のものが追加された場合に改めて検討する（昨年度、無形のものについては景観資源に指定済）。

3 景観資源指定のスケジュール

令和 2 年 6 月	景観審議会	【令和 2 年度景観啓発事業予定報告】
令和 2 年 8 月	景観審議会デザイン検討部会	【景観資源指定方針等の検討】
令和 2 年 11 月	景観審議会デザイン検討部会	【景観資源指定方針等及び指定候補(案)の報告】
令和 2 年 12 月	景観審議会	【景観資源指定方針等及び指定候補(案)の報告】
令和 3 年 3 月	景観審議会	【指定予定景観資源の報告】

※3 月の景観審議会以降、景観資源を指定